

令和6年度

第3期帯広市消費生活基本計画施策評価

帯広市

経済部 商業労働室 商業労働課

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針 I 消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	1 危害等の防止	(1) 商品等の安全性の確保 (2) 食品等の安全性の確保
		主な担当課 商業労働課、農政課、学校給食センター、予防課(とちち広域消防事務組合)

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
消費生活用製品安全法に基づく特定製品に係る技術基準適合マーク等に関する立入検査等	【立入検査 11月～12月実施】 ・消費生活用製品安全法 調査店舗数9店、検査機種数77点、不適正表示 0点	商業労働課
条例に基づく事業者への調査・勧告	・該当事案なし	商業労働課
国、独立行政法人国民生活センター、北海道等と連携した消費者事故等に関する情報の収集と提供	・全国消費生活情報ネットワーク(パイオネット)や道の消費者行政メーリングリストにより消費者事故被害や行政指導等に係る情報収集を行った ・十勝地区食の安全及び食品表示監視等に関する協議会に参加し、情報の収集と提供を行った	商業労働課
とちち広域消防事務組合を通じた老朽化消火器の安全な廃棄・リサイクルシステムの周知	・リサイクルシステムをとちち広域消防局のホームページで周知 ・一般社団法人北海道消防設備協会帯広支部の協力による老朽化消火器の回収事業(年1回、有料)広報おびひろ、十勝毎日新聞で周知(令和6年4月21日、123本回収)	予防課 (とちち広域消防事務組合)
安全・安心で良質な地元産の農畜産物の消費拡大に向けた情報提供	・国際水準GAP(農業生産工程管理)の促進、クロスコンプライアンスチェックシートに基づく環境負荷低減の取り組みを実施 ・消費者への情報提供(おびひろ・十勝管内農産物直売所マップのホームページでの情報提供)	農政課
消費者への食育・農業理解の促進	・帯広市農業技術センター食育展示ほ場見学 9校 388人 ・帯広の森サラダ館 学童農園 24団体(幼保小中、福祉団体) 1,455人 ・小学校への出前授業 小学3～5年生対象 19校 927人 ・とちち大平原交流センターでの農業体験事業 1,058人 ・畜産物加工研修 肉製品加工 254人、乳製品加工 254人 ・搾乳牛模型による搾乳体験 4回 ・帯広市食育推進サポーターによる活動 25件 1,225人	農政課
給食における使用食材の放射性物質測定	・給食に使用する1都16県で生産された野菜・果物・肉類・加工品および国内産の魚介類を測定(180検体) ・HPIにて掲載	学校給食センター

2. 施策の評価

【商業労働課】

・消費生活用製品安全法に基づく立入検査の結果、不適正表示件数は0点と順調に進捗していると評価します。

【予防課(とちがひ広域消防事務組合)】

・老朽化消火器の回収事業では、令和2年から令和6年までの5年間で、1090本の消火器を回収しており、消火器の廃棄方法とリサイクルシステムについての周知が役に立っていると評価します。

【農政課】

・一定の参加者数や実施回数を維持しており、消費者への食育・農業理解の促進について取り組むことができたため、概ね順調に進捗していると評価します。

【学校給食センター】

・放射性物質測定については、平成30年度より加工品を加えた検査を実施しており、学校給食の安全安心に資するものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】

・販売事業者において技術基準に適合した安全な製品が販売されるよう、消費生活用製品安全法に基づく立入検査等に継続して取り組みます。

【予防課(とちがひ広域消防事務組合)】

・「とちがひ広域消防事務組合を通じた老朽化消火器の安全な廃棄・リサイクルの周知」については、老朽化消火器の回収事業のほか、消火器の日頃の点検の重要性や、古くなった消火器の事故事例などについても広報誌や新聞等、各種広報媒体の活用により周知を徹底し、安全な廃棄を推進します。

【農政課】

・「安全・安心で良質な農畜産物を、安心して消費してもらうための情報提供」では、流通・小売業界の動向を見据え、持続可能な農業生産を進めるため、国際水準GAPの促進やクロスコンプライアンスチェックシートに基づく環境負荷低減の取り組みを実施します。

・消費者が安全・安心で良質な農畜産物を安心して消費できるよう、今後もおびひろ・十勝管内農産物直売所マップの配布やホームページ等での情報提供を継続していきます。

・「消費者への食育・農業理解の促進」では、食育アンケートの結果から、食育に対する市民の関心は比較的高いものの、朝食欠食率が増加しているなど、食に関する価値観やライフスタイルの多様化などが進み、実践へ結びついていない状況が伺えます。そのため、市民が食育を学ぶ機会を継続的に提供していくことをはじめ、庁内関係各課や関係団体等の更なる連携により、様々な分野において、総合的に食育の推進を図っていくことが必要です。また、市民の自主的な食育活動に対して、食の有識者が取組のサポートをする、「帯広市食育推進サポーター事業」の活用が一層図られるよう、情報発信を図るほか、サポーター同士の連携による効果的な事業展開が必要です。食育に興味のない市民を対象に、更なる食育の推進を図るため、より効果的な食育のPRが必要です。

・食育は、市民一人ひとりが日常の中で実践していくことが重要であることから、今後も継続して行政と関係団体が連携を図り、食育の取組を支援していく体制を構築すると共に、市民が食育の体験や学習をすることができる機会の提供を行います。また、引き続き食育推進計画に基づき、庁内関係各課や食育推進サポーターをはじめとする市民関係団体等との連携を図り、総合的に推進します。

【学校給食センター】

・学校給食の安全安心に資するため、放射性物質測定を継続して取り組みます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅰ 消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	2 事業活動の適正化の推進	(1) 表示・広告の適正化 (2) 包装の適正化 (3) 計量の適正化
		主な担当課 商業労働課、環境課

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
家庭用品品質表示法ほかに基づく適正な品質表示事項等についての立入検査等	【立入検査 7月、11月～12月実施】 ・家庭用品品質表示法 調査店舗数 6店、検査点数99点、不適正表示 0点	商業労働課
過剰包装防止の事業者等への啓発	・商品量目の立入検査を行う際、随時、事業者に対し過剰包装防止に関する啓発を実施	商業労働課
レジ袋等の削減に向けた取り組みの推進	・令和6年度は、5事業者(22店舗)2市民団体と、締結した協定に基づき、レジ袋等の削減に向けた取り組みを継続的に実施	環境課
計量法に基づく検査・指導	・はかりの定期検査 戸数：148戸 台数：361台、不合格台数：0台 ・商品量目立入検査 店舗数：11戸 検査商品数：1,854個 不適正商品数：42個	商業労働課
ポスター・イベント等による計量制度の普及啓発	・庁内における啓発ポスターの掲示やグッズ(ポケットティッシュ)の設置による計量制度の普及啓発を行った ・創業を検討する市民への定期検査制度の周知やイベントでの啓発活動を行った	商業労働課

2. 施策の評価

<p>【商業労働課】</p> <p>・法に基づく各種立入検査や特定計量器定期検査、窓口やイベントを通じた計量制度の普及啓発を着実に実施しており、消費者の安全・安心を確保できたものと評価します。</p> <p>【環境課】</p> <p>・帯広市ゼロカーボン推進計画に基づきレジ袋等の削減の取り組みを実施しており、令和6年度の協定事業者のレジ袋辞退率は80.1%と概ね順調に進捗していると評価します。</p>
--

3. 課題と今後の取り組み方向

<p>【商業労働課】</p> <p>・これまで定期検査を実施してきた事業者については、特定計量器の適正管理は図られていると言えますが、新規開業者における特定計量器の適正管理及び定期検査の受検が適切に実施されるよう、より一層の制度周知が必要と考えます。</p> <p>【環境課】</p> <p>・「レジ袋等の削減に向けた取り組みの推進」では、マイバッグの持参など市民がレジ袋を削減しようとする意識は一定程度浸透しているため、辞退率をあげるための方法を検討していく必要があります。行政・市民団体・事業者が共通の目的のもと継続的に協力し合い、取り組んでいきます。</p>
--

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅰ 消費生活の安全・安心		
	施策の方向	推進施策	
	3 取引の適正化の推進	(1) 事業者に対する調査、指導、勧告等 (2) 法令遵守のための周知、啓発	
	主な担当課	商業労働課	

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
条例に基づく事業者への調査・指導・勧告、情報提供	・該当事案なし	商業労働課
事業者団体等を通じた周知・啓発	・該当事案なし	商業労働課

2. 施策の評価

【商業労働課】 ・評価対象となる取り組みの実績なし

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】 ・該当する事案が発生した場合は適切に対応します。
--

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅰ 消費生活の安全・安心	
	施策の方向	推進施策
	4 商品やサービス等の確保と物価の安定化	(1) 生活関連商品等に関する調査等 (2) 特定生活関連商品等に関する指定、調査、勧告等
	主な担当課	商業労働課

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
生活関連商品、石油製品及び年末における主要食料品等の小売価格調査	<ul style="list-style-type: none"> ・商業労働課の職員による小売価格の調査を行い、価格の推移をグラフ化して市ホームページ上に価格調査結果を公表 ・年末における主要食料品等の小売価格調査については、家庭でおせちを作らなくなるなど、市民の年末年始の消費行動の多様化により、調査に対する市民の需要も見られないため、令和5年度以降実施を取りやめている。 	商業労働課
条例に基づく特定物資の指定、事業者への調査・勧告等	・該当事案なし	商業労働課

2. 施策の評価

【商業労働課】 ・食品等の価格調査結果の公表、市民生活への影響を測る「判断材料」となるデータの蓄積等、順調に進捗したものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】 ・生活関連商品等の小売価格調査について、北海道が同様の調査をしているため、道内他市では小売価格調査自体を縮小・廃止しているところもあり、当面は調査を継続しながらも、他市の動向を注視し、調査のあり方について検討していきます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅱ 消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	5 消費者教育の推進	(1) 学校における消費者教育 (2) 地域における消費者教育 (3) 職場における消費者教育
		主な担当課 商業労働課、学校教育指導課

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
学校教育における情報活用能力・情報モラルの育成	・情報モラルについての正しい知識を身につけるため、「特別活動」「道徳科」及び「総合的な学習の時間」で指導した ・各学校において、外部講師の派遣を依頼するなどして、SNSやインターネットについての情報モラル育成に向けて取り組んだ	学校教育指導課
小・中学校への出前消費者教育講座等の実施	・中学校への出前消費者講座(おびひろ市民学)を実施 6校、293名 ・市内小学校25校、中学校12校、義務教育学校1校に消費者教育用啓発物を配布	商業労働課
教員向け消費者教育講座の実施	・教員からの実施要望がなかったため、令和6年度は教員向け消費者教育講座は未実施	商業労働課
高校等への消費者被害予防教育講座の実施	・高校生、専門学校生等を対象に、消費者被害予防教育講座を実施し、若年者の消費者トラブル防止に努めた(8校、実施回数20回、1,258名) ・講座を実施しなかった学校に対しては、講座で使用する消費者被害予防啓発資料を配付した(3校、配付部数301部)	商業労働課
消費者教育教材の作成	・北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、一般消費者、高校生等若年者、高齢者向けの各種啓発資料を作成し、教育・啓発に活用した	商業労働課
消費者講座・講演会の実施	・消費者講座5回、182人 ・親子消費者講座1回、25人	商業労働課
町内会や老人クラブ等の団体、事業所への出前講座の実施	・地域消費者講座:8回、130人	商業労働課

2. 施策の評価

【学校教育指導課】

・授業の様々な場面において、タブレット端末を活用した学びを行い、活用する中で情報活用能力・情報モラルの育成を図り、ねらいや内容に応じて、授業の中で情報活用能力・情報モラルの育成に取り組みました。また、各学校が関係機関と連携し、情報モラル育成のための出前授業に取り組むことができるよう、各種案内を行ったことは評価します。

【商業労働課】

・高校等への消費者被害予防教育講座については、希望する学校数が減少した為、実施校、実施回数、実施人数ともに昨年度を下回ったものの、中学校への出前消費者講座は前年を上回りました。成年年齢引き下げに伴い、若年者への消費者教育が重要視されている中で、若年層を中心に消費者教育の推進を図れたものと評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

【学校教育指導課】

・家庭でのタブレット端末の活用方法やルールについて、学校と家庭が共通理解を図り、情報活用能力・情報モラルを育成することができるよう、引き続き各学校への指導や情報提供を進めていきます。

【商業労働課】

・社会経験の少ない若年者の消費者被害を未然に防ぐためにも、高校等での講座をはじめとする若年者への消費者教育に継続して取り組んでいきます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅱ 消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	6 消費者啓発・情報提供の推進	(1) 高齢者等の消費者被害の防止 (2) 情報提供の推進
	主な担当課	商業労働課、建築開発課、危機対策課

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
広報紙、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等広報媒体による情報提供	・広報紙を活用した悪質商法や消費者トラブルに関する注意喚起を実施 ・北海道や警察などから提供される詐欺や悪質商法に関する最新情報を、市ホームページやフェイスブックにより市民に提供	商業労働課
消費生活アドバイスセンター情報コーナーでの周知・啓発	・消費者トラブルや生活に関連した情報を紹介する「くらしの展示コーナー」として、消費生活アドバイスセンター内でパネルやパンフレットによる常設展示や企画展示を実施し、消費者の意識啓発に努めた 利用者数: 6,550人	商業労働課
「みんなの消費生活展」や各種会場の場を活用した周知・啓発	・プラザまつりに合わせて「みんなの消費生活展」を開催し、消費生活に関する情報提供や啓発を実施 参加者数1,140人	商業労働課
高齢者や高齢者の見守り者向けガイドブックやパンフレット等の作成・配布による消費者被害防止啓発	・北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、消費者被害予防冊子などの啓発資料を作成し、出前講座等で配布した	商業労働課
帯広市犯罪のない安全なまちづくり推進連携会議における情報提供	・帯広市犯罪のない安全なまちづくり推進連携会議において、十勝総合振興局や帯広警察署をはじめとする関係団体に対し、消費生活アドバイスセンターに寄せられた相談件数及び相談内容や、帯広消費者協会の直近の活動など、消費者被害予防等に関する情報提供を行った	商業労働課
帯広警察署セーフティサービス(OSS)ネットワークの活用	・平成28年10月より運用開始されたOSSネットワークに登録し、振り込め詐欺及び特殊詐欺、悪質訪問販売業者の出没などの情報を収集し、フェイスブックやSNSなどによる注意喚起等を行った 情報発信の回数: 46回	危機対策課
高齢者の消費者被害防止に向けたセミナーの開催	・高齢者の消費者被害を防ぎ、高齢者が安心して暮らしていくために、身に付けておくべき情報や知識について事例を交えながら学ぶ「高齢者セミナー」を開催した 参加者数: 40人	商業労働課
住まいの総合相談窓口・市ホームページによる住宅関連情報の提供	・「住まいの総合相談窓口」において、住まいに関する情報の提供等を実施、帯広市ホームページに掲載 ・住まいに関する情報を集約したパンフレット「住まいの情報」の作成・配布	建築開発課

2. 施策の評価

【商業労働課】

・みんなの消費生活展の実施方法の改善を図ったことにより、イベント等への参加者数が昨年度と比較して大幅に増加したほか、「くらしの展示コーナー」の利用者数も昨年度より増加しているため、広く消費者啓発が図れたものと評価します。

【危機対策課】

特殊詐欺等の手口が日々多様化・巧妙化する中で、OSSネットワークを活用することで、被害状況や手口について情報を得ることができています。その情報を本市公式SNS等を通じて発信することで、より多くの市民に対する注意喚起を行えたものと評価します。

【建築開発課】

住まいの総合相談窓口では住まいに関する様々な相談を受け付けており、年によって相談件数に多少の増減はあるものの、施策は順調に進んでいると評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】

・実施方法の改善を図りながら、引き続き消費者啓発・情報提供を推進していきます。

【危機対策課】

特殊詐欺等による被害が後を絶たない状況にあることから、今後も警察署と連携しながら市民へ特殊詐欺等の情報をすみやかに発信することで、犯罪被害の未然防止に繋げていきます。

【建築開発課】

引き続き、住まいに関する問い合わせ対応や「住まいの情報」の内容の更新など、住宅関連制度の周知に努めていきます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅱ 消費者の自立支援		
	施策の方向	推進施策	
	7 消費者団体への支援	(1) 消費者団体との連携 (2) 自主的な活動への支援	
	主な担当課	商業労働課	

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
一般社団法人帯広消費者協会との連携及び活動への支援	・帯広消費者協会が実施する街頭啓発に参加するなど連携して取り組んだほか、同協会が行う主体的な活動に対し補助金を交付	商業労働課

2. 施策の評価

・帯広消費者協会と連携した取り組みや、同協会への補助金の交付による支援を実施しており、順調に進捗していると評価します。

3. 課題と今後の取り組み方向

・帯広消費者協会の会員数は減少傾向にあり、これに伴い会費収入も減少している状況にありますが、同協会は消費生活に関する情報収集・提供等、市民の消費生活の向上等に大きな役割を果たしていることに加え、帯広市消費生活アドバイスセンター管理・運營業務を受託していることから、安定的な団体運営が図られるよう、引き続き支援していく必要があると考えます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅱ 消費者の自立支援	
	施策の方向	推進施策
	8 消費者意見の反映	(1) 消費者の参画
	主な担当課	商業労働課

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
帯広市消費生活審議会への消費者の参画	・帯広市消費生活審議会12名中、消費者団体から推薦委員2名 一般公募委員2名が参画(第18期 任期:令和6年2月23日～令和8年2月22日)	商業労働課
講座・講演会等における消費者意見の集約	・講座や講演会の受講者に対しアンケート調査を実施し、テーマの設定等に活用	商業労働課
消費生活アドバイスセンターに寄せられた情報の集約	・消費生活アドバイスセンターが受けた全ての相談内容をPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に入力し、国民生活センターや全国の消費生活センター等の消費生活相談窓口と相談情報を共有することにより、消費者被害の傾向を把握	商業労働課

2. 施策の評価

・消費生活アドバイスセンターで受けた相談内容をPIO-NETに入力・蓄積することで、市内における相談内容の把握等に活用しているほか、講座等におけるアンケートの回答内容を参考としながら消費者講座のテーマを設定していることから、概ね順調に進捗していると評価します。
--

3. 課題と今後の取り組み方向

・今後も消費生活相談の内容や講座等におけるアンケート結果などを参考に、消費者教育・啓発資料の内容や市民が興味を持ちやすい消費者講座のテーマ・開催手法を検討するなど、消費者意見を踏まえた取り組み内容の検討・改善を進めていきます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅲ 消費者被害の救済	
	施策の方向	推進施策
	9 相談機能の充実	(1) 消費生活相談の実施 (2) 消費生活相談員の専門的知識の向上 (3) 専門的知識を有する者等による相談の実施
		主な担当課 商業労働課、建築開発課、予防課(とちち広域消防事務組合)

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
消費生活アドバイスセンターの運営と周知・啓発	・消費生活アドバイスセンターの運営業務を一般社団法人帯広消費者協会に委託 ・消費者講座等を通して消費生活アドバイスセンターの周知を行った	商業労働課
消費生活相談に対する助言・あっせん等	・消費生活アドバイスセンターにて消費生活相談を実施 消費生活相談件数 1,260件 ・被害救済のため必要と認める案件について消費生活相談員が事業者との間に入って交渉(あっせん)を行った あっせん件数 139件 あっせん割合 11.03%	商業労働課
消費生活相談員への国民生活センター等実施研修の受講支援	・消費生活相談員のスキルアップを図るため、北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、国民生活センター等が実施する研修の受講を支援	商業労働課
PIO-NET(パイオ・ネット)による情報共有	・消費生活アドバイスセンターでの相談業務において、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用し、全国の消費生活相談情報等を参照することにより、迅速で効率的な相談処理や被害防止に努めた	商業労働課
弁護士相談会の実施	・消費者問題についての弁護士無料相談会を実施 開催回数 8回、相談数 21件	商業労働課
住まいのワンストップ窓口の開設	・弁護士、司法書士、宅地建物取引士、建築士及び土地家屋調査士の相談員と連携した、空き家を含む住まいに関する相談に一元的に対応できる「住まいのワンストップ相談窓口」の開設 相談者数29名、相談員数延べ40名	建築開発課
とちち広域消防事務組合を通じた消火器・住宅用火災警報器の不適正販売に係る情報の収集・提供	・不審電話や悪質な訪問販売について、とちち広域消防局のホームページで周知するとともに、春と秋の火災予防運動期間中に要配慮者世帯の防火訪問を実施(春451件、秋193件)	予防課 (とちち広域消防事務組合)

2. 施策の評価

<p>【商業労働課】</p> <p>・消費生活アドバイスセンターにおいて、消費生活相談への対応を実施しているほか、消費生活アドバイスセンター相談員に対する研修受講支援については、北海道消費者行政強化事業補助金を活用することで一定程度の研修機会を確保できたものと考えており、相談体制の充実については概ね順調に進捗したものと評価します。</p> <p>【建築開発課】</p> <p>・住まいのワンストップ相談窓口を開設したことで様々な相談に応じており、毎年相談者数について多少の増減はあるものの、施策は順調に進んでいると評価します。</p> <p>【予防課(とちち広域消防事務組合)】</p> <p>・ホームページでの広報、要配慮者世帯の防火訪問の実施により、順調に周知が進んでいると評価します。</p>
--

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】

・新卒の悪質商法や特殊詐欺の増加により、相談内容は複雑・多様化しており、こうした相談に的確に対応するためには、引き続き相談員の専門的知識の向上や情報収集等に取り組んでいく必要があると考えます。

【建築開発課】

・窓口をより活用してもらえるよう広報誌などにより幅広く周知していくとともに、引き続き、関係団体と連携した「住まいのワンストップ相談窓口」を開設し、より専門的な相談に対しても対応していきます。

【予防課(とちろ広域消防事務組合)】

・各種広報媒体の活用により情報提供の推進を図っていきます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅲ 消費者被害の救済		
	施策の方向	推進施策	
	10 あっせんと調停	(1) 消費生活審議会によるあっせん・調停	
	主な担当課	商業労働課	

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
条例に基づくあっせん・調停	・該当事案なし	商業労働課

2. 施策の評価

・評価対象となる取り組みの実績なし

3. 課題と今後の取り組み方向

・該当する事案が発生した場合は適切に対応します。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅲ 消費者被害の救済		
	施策の方向	推進施策	
	11 訴訟の支援	(1) 消費者訴訟に要する費用の貸付等	
	主な担当課	商業労働課	

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
条例に基づく消費者訴訟の支援	・該当事案なし	商業労働課

2. 施策の評価

【商業労働課】 ・評価対象となる取り組みの実績なし

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】 ・該当する事案が発生した場合は適切に対応します。
--

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅳ 環境保全への配慮	
	施策の方向	推進施策
	12 環境保全の推進	(1) 環境に配慮した消費者の育成と事業活動の推進
	主な担当課	商業労働課、環境課、清掃事業課

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
イベント等での周知・啓発	・親子消費者講座を実施し、環境に配慮した商品選択の大切さについて啓発を図った	商業労働課
過剰包装防止の事業者等への啓発(再掲)	・特定計量器の商品量目の立入検査を行う際、随時、事業者に対し、過剰包装防止に関する啓発を実施	商業労働課
レジ袋等の削減に向けた取り組みの推進(再掲)	・令和6年度は、5事業者(22店舗)2市民団体と、締結した協定に基づき、レジ袋等の削減に向けた取り組みを継続的に実施	環境課
環境保全に関する普及・啓発	・ホームページや広報おびひろへの情報の掲載を通じて、環境保全に関する普及・啓発に取り組んだ	環境課
環境モデル都市行動計画に基づくエコな暮らしの推進	・環境に配慮したライフスタイルへの転換を目指し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の普及啓発、環境教育やマイバック持参によるレジ袋の削減、脱マイカーの推進等に取り組んだ	環境課
環境家計簿の普及	・平成25年度末をもって帯広版環境家計簿の公開を終了したが、電力会社や北海道が公開する環境家計簿の外部リンクをホームページに掲載している	環境課
一般廃棄物処理基本計画に基づく3Rの推進	・生ごみ堆肥化容器(46個)と電動生ごみ処理機(33台)の購入助成を行った ・情報紙「ごみユニティメール」を発行し、広報おびひろ12月号に折り込んで配布した ・環境教育として、小学校向け環境学習支援事業(実施回数34回、参加者数1,146人)を行った ・フリーマーケットの開催情報を市ホームページに掲載(78件)した	清掃事業課
春や秋のリサイクル行事等各種イベントでの周知・啓発	・毎年2回「ごみ減量・資源化促進月間」を設け、春は「春のリサイクル広場」、秋は「秋のリサイクル広場」などのイベントで周知啓発を行った	清掃事業課
食品ロス削減に係る周知・啓発	・食品ロスの発生状況や食品ロス削減に向けた取り組み等を、ホームページなどで情報提供・周知した	清掃事業課

2. 施策の評価

【商業労働課】

・消費者講座や事業者への啓発を通して、環境に配慮した消費者の育成及び事業活動の推進が図られており、概ね順調に進捗していると評価します。

【環境課】

・市が実施する出前環境教室への参加者数は累計34,500人(H12～R6)と、環境に配慮した消費者の育成は概ね順調に進捗していると評価します。

【清掃事業課】

・1人1日当たりのごみ排出量は856g(前年比-21g、目標値は800g)、リサイクル率は23.97%(前年比-0.21%、目標値は30%)で、リサイクル率は下がったものの、1人1日当たりのごみの排出量は平成16年10月の家庭系ごみの一部有料化導入以降最も少ない数字となり、3R推進全体としてはおおむね順調に進捗しています。

3. 課題と今後の取り組み方向

【商業労働課】

・より効果的な周知・啓発方法を検討しながら、引き続き消費者講座等のイベントなどを通じて環境保全への配慮に関する周知・啓発に取り組みます。

【環境課】

・環境保全の取り組みは多岐にわたることから、行政はもとより、市民の日常生活や事業者の営業活動、市民団体の活動などで、環境に配慮した行動が展開される必要があります。

・第三期帯広市環境基本計画に基づき、良好な自然環境や生活環境の保全に向け、更なる環境負荷の低減に取り組みます。

・環境に関する情報の提供や環境教育の充実などにより、市民の意識啓発に努めるほか、市民との協働による取り組みを進めます。

【清掃事業課】

・環境教育や広報紙、ホームページ、各種イベント等を活用し、周知・啓発・情報共有に努めます。事業内容、実施方法、実施体制などを検証の上、見直しを行い、安定した実施体制を確保できるように取り組みます。

令和6年度 施策評価表

推進 施策	基本方針Ⅳ 環境保全への配慮	
	施策の方向	推進施策
	13 地域資源の活用	(1) 地産地消等による循環型地域社会づくり
	主な担当課	商業労働課、農政課、こども課、学校給食センター

1. 施策の取り組み内容

取り組み内容	主な事業及びこれまでの取り組み状況	担当課・関係課
イベント等での周知・啓発(再掲)	・親子消費者講座を実施し、環境に配慮した商品選択の大切さについて啓発を図った	商業労働課
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・とち大平原交流センタータ市 全16回 1,158人來場 ・おびひろ軽トラ市 7月～10月の毎週火・水・土曜日 管内農業者が火・水2軒、土曜日7軒程度出店 ・越冬野菜市 令和6年11月3日開催 ・帯広市農産物小規模加工研究会 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年11月15日 みそ作り教室開催 令和7年1月22日 豆腐作り教室開催 令和7年2月25日 そば作り教室開催 令和7年3月4日 豆腐作り教室開催 令和7年3月18日 そば作り教室開催 	農政課
給食における地元産食材の使用	<ul style="list-style-type: none"> 《小・中学校給食》 ・道産米100%の米飯、帯広産小麦100%のパンと麺を提供 ・地元産野菜の使用割合(重量ベース) <ul style="list-style-type: none"> 市内産30.7%、管内産34.9% 管外産13.6%、道外産20.8% ・9月から11月に毎月1回、「ふるさと給食」を実施 《保育所給食》 ・地元産青果物類の使用割合(重量ベース) <ul style="list-style-type: none"> 帯広・十勝産 19.35% 北海道産 23.21% 	こども課、 学校給食センター

2. 施策の評価

<p>【農政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数や実施回数も増加し、地産地消の推進について取り組むことができたため、概ね順調に進捗していると考えられます。 <p>【こども課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の給食では、納入業者の協力により夏から秋にかけての収穫期において地元産野菜を多く使用するなど地産地消を促進したと評価します。 <p>【学校給食センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元産野菜の使用割合は、地域農協や地元生産者との連携により向上に努めており、前年に比べ6.4%増加しました。

3. 課題と今後の取り組み方向

【農政課】

- ・地産地消は、地域食産業の活性化につながる取組であり、市民一人ひとりがその意義について理解し、日常の中で意識して実践していくことが重要であることから、今後も継続して地産地消の取組を広く市民に周知し、理解の促進を図っていく必要があります。
- ・地産地消の取組についてHP等を活用し広く市民に周知すると共に、地場農畜産物の直売所や販売会の充実を図るため、先進事例や成功事例を参考に直売所等の充実に努めることで、地産地消の促進につなげていきます。

【こども課】

今後も公立保育所の給食に地元産野菜を優先して使用し、地産地消を促進していきます。

【学校給食センター】

- ・「給食における地元産食材の使用」では、学校給食における地場産野菜の導入については、天候などの要因に影響されやすい面があるものの、端境期に調達可能な生産者の確保と冷凍野菜の品目拡大が伸び悩んでいることが課題となっています。地場産野菜の導入拡大に向け、地元生産者や加工業者等との連携により、地産地消を促進します。